⑵　人的安全管理措置
　役職員との個人データの非開示契約等の締結及び役職員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監督することをいう。
⑶　物理的安全管理措置
　個人データを取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難の防止、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止並びに機器及び電子媒体等の廃棄等の個人データの安全管理に関する物理的な措置をいう。
⑷　技術的安全管理措置
　個人データ及びそれを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。
⑸　外的環境の把握
　外国において個人データを取り扱う場合に、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握することをいう。協会員は、外国において個人データを取り扱う場合には、外的環境を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2　協会員は、個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じなければならない。
⑴　規程等の整備
　イ　個人データの安全管理に係る基本方針の整備
　ロ　個人データの安全管理に係る取扱規程の整備
　ハ　個人データの取扱状況の点検及び監査に係る規程の整備
　ニ　外部委託に係る規程の整備
⑵　各管理段階における安全管理に係る取扱規程
　イ　取得・入力段階における取扱規程
　ロ　利用・加工段階における取扱規程
　ハ　保管・保存段階における取扱規程
　ニ　移送・送信段階における取扱規程
　ホ　消去・廃棄段階における取扱規程
　ヘ　漏えい等事案（漏えい等又はそのおそれのある事案をいう。以下同じ。）への対応の段階における取扱規程

3　協会員は、個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、以下の「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」、「物理的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じなければならない。
⑴　組織的安全管理措置
　イ　個人データの管理責任者等の設置
　ロ　就業規則等における安全管理措置の整備
　ハ　個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
　ニ　個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
　ホ　個人データの取扱状況の点検及び監査体制の整備と実施
　ヘ　漏えい等事案に対応する体制の整備
⑵　人的安全管理措置
　イ　役職員との個人データの非開示契約等の締結
　ロ　役職員の役割・責任等の明確化
　ハ　役職員への安全管理措置の周知徹底、教育及び訓練
　ニ　役職員による個人データ管理手続きの遵守状況の確認
⑶　物理的安全管理措置
　イ　個人データの取扱区域等の管理
　ロ　機器及び電子媒体等の盗難等の防止
　ハ　電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
　ニ　個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
⑷　技術的安全管理措置
　イ　個人データの利用者の識別及び認証
　ロ　個人データの管理区分の設定及びアクセス制御
　ハ　個人データへのアクセス権限の管理
　ニ　個人データの漏えい等防止策
　ホ　個人データへのアクセスの記録及び分析
　ヘ　個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録及び分析
　ト　個人データを取り扱う情報システムの監視及び監査

（解説）
・　漏えい、滅失及び毀損の定義については、第15条参照
（参照条文：保護法23条、通則ガイドライン３－４－２、金融分野ガイドライン８条）

（役職員の監督）
第13条　協会員は、その役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
2　協会員は、前項の役職員に対する「必要かつ適切な監督」を以下の体制整備等により行うこととする。
⑴　役職員が、在職中及びその職を退いた後において、当該協会員の業務等に関して知り得た個人データを第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結すること
⑵　個人データの適正な取扱いのための取扱規程の策定を通じた役職員の役割・責任の明確化及び役職員への安全管理義務の周知徹底、教育及び訓練を行うこと
⑶　役職員による個人データの持出し等を防ぐため、社内での安全管理措置に係る取扱規程に定めた事項の遵守状況等の確認及び役職員における個人データの取扱状況の点検及び監査制度を整備すること

（解説）
・　役職員の定義については、第12条参照
（参照条文：保護法24条、通則ガイドライン３－４－３、金融分野ガイドライン９条）

（委託先の監督）
第14条　協会員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託（契約の形態や種類を問わず、協会員が他の者に個人データの取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。）する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
　なお、当該監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じたものとする。